

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

点検区分等 対象車種		定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考 (車種の一例)		
		3ヶ月 (別表3)	3ヶ月 (別表4)	6ヶ月 (別表5)	1年 (別表6)	1年 (別表7)	初回	二回目以降			
運送事業用	旅客自動車	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー 福祉タクシー		
	軽自動車	○					2年	←			
	貨物	GVW 8t以上	○	○				1年	←	貨物運送事業者のトラック (三輪車を含む)	
		GVW 8t未満	○	○				2年	1年		
	軽自動車				●		2年	←			
	二輪自動車					●	3年	2年			
	霊柩	通常タイプ	○					2年	←	霊柩車	
定員 11人以上		○					1年	←	霊柩車 (バス形状)		
軽自動車					●		2年	←			
レジャー タ カ ー	貨物	GVW 8t以上	○	○				1年	←	トラック (三輪を含む)	
		GVW 8t未満	○	○				2年	1年		
	軽自動車			○			2年	←			
	定員 11人以上		○					1年	←	バス	
	幼児専用車		○					1年	←	園児送迎車	
	乗用	普通・小型自動車			○			2年	1年		
		軽自動車			○			2年	←		
		三輪自動車	○					2年	1年		
	二輪	小型自動車			○			2年	1年		250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車			○			なし	←		250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種 (※)	普通・小型自動車	○	○				2年	1年		キャンピング車
		貨物	GVW 8t以上	○	○			1年	←	冷蔵冷凍車、タンク車	
			GVW 8t未満	○	○			2年	1年		
		軽自動車			○			2年	←		
	大特 (※)	GVW 8t以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン	
		GVW 8t未満	○					2年	1年	フォーク・リフト	
貨物		GVW 8t以上	○	○			1年	←	ポール・トレーラ		
		GVW 8t未満	○	○			2年	1年	ストラドル・キャリヤ		
検査対象外軽自動車		○					なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車		
自家用 自 動 車	貨物	GVW 8t以上	○	○				1年	←	トラック (三輪車を含む)	
		GVW 8t未満			○			2年	1年		
		軽自動車				●		2年	←		
	定員 11人以上		○					1年	←	バス	
	幼児専用車				○			1年	←	園児送迎車	
	乗用	普通・小型自動車				●		3年	2年		
		軽自動車				●		3年	2年		
		三輪自動車			○			2年	←		
	二輪	小型自動車					●	3年	2年		250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車					●	なし	←		250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種 (※)	GVW 8t以上	○	○				2年	←		消防車、医療防疫車、採血車
		GVW 8t未満			○			2年	←	救急車、車いす移動車、キャンピング車	
		貨物	GVW 8t以上	○	○			1年	←	コンクリートミキサー車、タンク車、	
			GVW 8t未満			○		2年	1年	冷蔵冷凍車、塵芥車、ポート・トレーラ	
	軽自動車					●		2年	←	冷蔵冷凍車、車いす移動車	
	大特 (※)	GVW 8t以上	○					2年	←	ホイール・クレーン	
GVW 8t未満				○			2年	←	フォーク・リフト		
貨物		GVW 8t以上	○	○			1年	←	ポール・トレーラ		
		GVW 8t未満			○		2年	1年	ストラドル・キャリヤ		
検査対象外軽自動車				○			なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車		

- (注) 1. 点検整備記録簿の保存期間 ●印：2年、○印：1年
 2. GVWとは車両総重量を示す
 3. 別表4は被けん引自動車(トレーラ)に限る
 (※) 積載量が指定されている車両の有効期間は、車両総重量8t未満の車両のみ、初回が2年となる